期日指定定期貯金

(令和元年10月1日現在適用中)

	(节和九年) 0月1日現在週刊中)
1. 商品名	・期日指定定期貯金
2. ご利用いただ	・個人のみ
ける方	
3.期間	・最長3年
	・満期日は、この貯金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年
	までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはそ
	の1ヵ月前までに当店に通知が必要です。)
	・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続ま
	たは元利金継続)の取扱いができます。なお、自動継続時に利息の元金組入
	れ後の金額が300万円以上となる場合は、商品が自動継続スーパー定期貯
	金(複利型)へ切り替わります。
4. 預入方法	
(1)預入方法	・一括預入
(2)預入金額	・1万円以上300万円未満
(3)預入単位	・1円単位
5. 払戻方法	・預入日から1年経過後、任意の日に貯金の全部または一部について何回でも
	払戻しができます。ただし、一部支払いについては、1回あたり1万円以上
	1円単位となります。
	・一部支払後の残高が1万円を下回る一部支払はできません。
6. 利 息	
(1) 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には原則として
	この定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・満期日に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算
	をします。
(4)税金	・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となりま
	す。
	※令和19年12月31日までの適用となります。
(5)金利情報の	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わ
入手方法	せください。
7. 手 数 料	—
8. 付加できる	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。
特約事項	(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)
	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができま
	す。

期日指定定期貯金

9.	中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)
	取扱い	により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。
		① 6ヵ月未満 : 解約日における普通貯金の利率
		② 6ヵ月以上1年未満 : 2年以上利率×40%
		③ 1年以上1年6ヵ月未満 : 2年以上利率×50%
		④ 1年6ヵ月以上2年未満 : 2年以上利率×60%
		⑤ 2年以上2年6ヵ月未満 : 2年以上利率×70%
		⑥ 2年6ヵ月以上3年未満 : 2年以上利率×90%
		ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るとき
		は、その普通貯金利率によって計算します。
10.	貯金保険制度	- 保護対象
	(公的制度)	この貯金はJAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法
		第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、
		「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満た
		すもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険に
		より保護されます。
11.	苦情処理措置	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
	および紛争解	しては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定
	決措置の内容	など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努
		め、苦情等の解決を図ります。
		また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)
		でも、苦情等を受け付けております。
		紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機
		関を利用できます。該当のJAまたはJAバンク相談所にお申
		し出ください。
		なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能
		です。
		福井弁護士会 (電話:0776-23-5255)
		京都弁護士会(電話:075-231-2378)
1.0	スの仙女老し	愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)
12.	その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。
	はの尹垻	鼻しまり。 ・満期日の指定がないときは最長預入期限が満期日となります。
		・
		・日 別 化 機

・ご不明な点は、ご利用のJA窓口までお気軽にお問い合わせください。